

○熱海市観光戦略会議設置要綱

平成19年3月22日

告示第15号

改正 平成24年9月5日告示第113号

(設置)

第1条 観光振興に関する施策の展開によるまちづくりその他の熱海市の特性を活かした観光戦略（以下単に「観光戦略」という。）の基本的な在り方について、審議、調査及び検討を行うことを目的として、熱海市観光戦略会議（以下「観光戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 観光戦略会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 観光基本構想及び観光基本計画の審議に関すること。
- (2) 市長の観光戦略に関する課題の提起に応じた事項についての審議及び提言に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(平24告示113・一部改正)

(組織)

第3条 観光戦略会議は、座長及び委員14人以内をもって組織する。

2 座長は、市長をもって充てる。

3 委員は、経済及び観光に関し識見を有する者、市の職員その他市長が適当と認めた者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(平24告示113・全改)

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 座長は、観光戦略会議を代表し、会務を総理する。

2 観光戦略会議に副座長2人以内を置き、座長が指名する者をもって充てる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、前項に規定する副座長のうち、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(平24告示113・一部改正)

(会議)

第6条 観光戦略会議の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 座長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（部会）

第7条 観光戦略会議は、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、座長が指名する者をこれに充てる。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する者のうちから部会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

5 部会は、観光戦略会議の求めに応じ、必要な事項について調査及び検討を行い、その結果を報告しなければならない。

6 第3条第1項及び第3項、第4条並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第3条第1項中「座長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と、同条第3項及び第4条中「委員」とあるのは「部会員」と、前条中「座長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

（平24告示113・一部改正）

（庶務）

第8条 観光戦略会議の庶務は、観光戦略会議担当課において処理する。

（平24告示113・一部改正）

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

2 第3条の規定により最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則（平成24年告示第113号）

この告示は、公示の日から施行する。